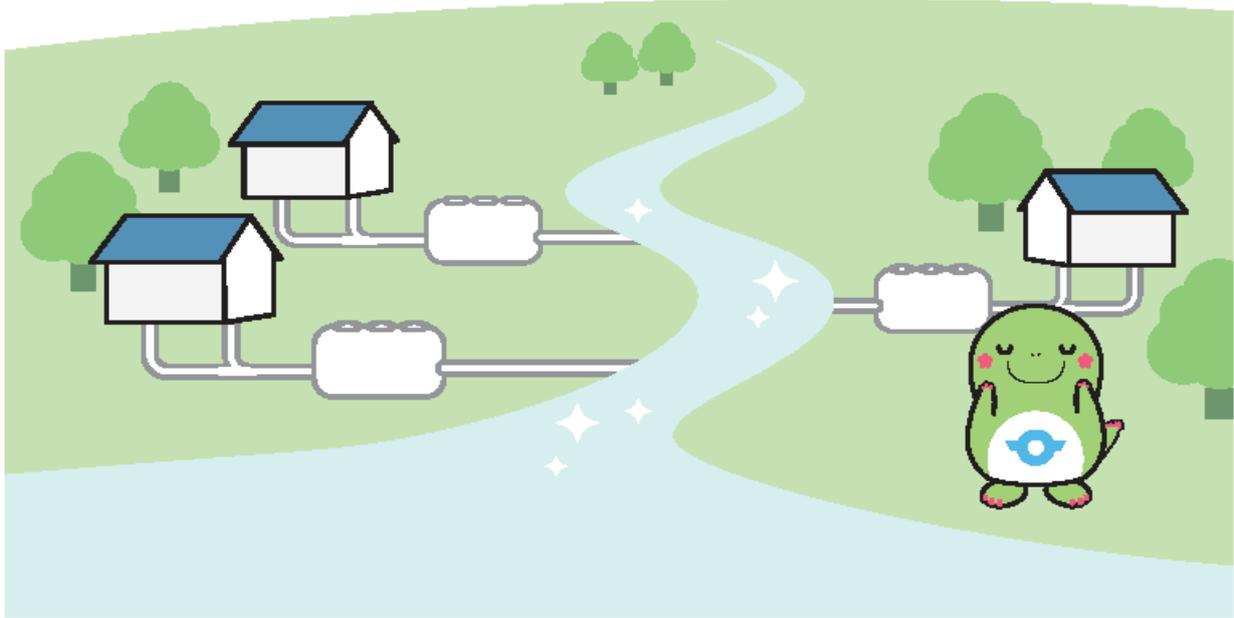


浄化槽設置整備事業補助金制度



東金市では、し尿や生活排水による河川などの汚染を防ぐため、市街地は公共下水道により、一部の農村地域では農業集落排水により汚水を処理しています。また、それらの下水道施設がない地域では、「浄化槽」で汚水を処理することになります。

浄化槽の地域において、し尿のみを処理するための「くみ取り便所」や「単独処理浄化槽」をご利用の方には、し尿とその他の生活排水のすべてを処理できる「合併処理浄化槽」に切り替えていただくために、転換工事に係る費用を補助しています。

豊かな水と自然を守るため、「合併処理浄化槽」のご利用をお願いします。

東金市都市建設部下水対策課

 0475 (50) 1160

制度概要

[対象区域]

東金市内の公共下水道や農業集落排水で汚水を処理する区域（予定区域を含む）を除いた区域

[対象者]

「単独処理浄化槽」や「くみ取便所」から「合併処理浄化槽」へ切り替える方で、浄化槽法第7条及び第11条の水質検査を受検する方

※ただし、次の場合は対象外です。

- ・千葉県に浄化槽設置の届出をしていない（浄化槽法第5条第1項）
- ・家屋の新築や建替えを伴う
- ・別荘である
- ・申請者が設置場所に居住しない
- ・借家で、貸主の承諾を得ていない
- ・2分の1以上が店舗等の併用住宅
- ・浄化した処理水の放流先がない ※蒸発拡散装置などを設置すれば可
- ・市税を滞納している
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）

[対象浄化槽]

10人槽以下の合併処理浄化槽であって、次の条件を満たすもの

- ・BOD（生物化学的酸素要求量）除去率が90%以上
- ・放流水のBODが20mg/l（日間平均）以下
- ・国土交通大臣の型式認定を受けている
- ・全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽制度において登録されている浄化槽のうち、環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの

[補助金の上限額]

補助項目		上限額
浄化槽の設置費用	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
既存槽の撤去及び再利用費用	単独処理浄化槽の撤去 もしくは 雨水貯留槽への再利用	180,000円
	くみ取り便所の撤去	100,000円
宅内の配管費用		300,000円

[受付期間]

毎年度4月1日から（予算がなくなり次第終了）

手続のながれ

工事後の申請はできません。必ず事前にご相談ください。

①浄化槽設置届	山武地域振興事務所（県）に浄化槽設置届を提出してください。
②補助金の交付申請	下水対策課（市）に補助金の交付申請書および添付書類を提出してください。 ※必要書類の詳細は6ページに掲載
③書類審査・現地確認	<p>交付申請書類の審査および現地の確認を行います。</p> <p>[主な検査事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽の設置状況確認 ・設計内容の確認（浄化槽の設置場所および配管など） ・処理水の放流先の状況確認
④補助金交付決定	交付決定通知書により通知します。
⑤工事開始	補助金の交付決定前には工事を実施することはできませんので、ご注意ください。
⑥中間検査	<p>施工途中の段階において、主に浄化槽の据え付けに関する検査を行います。検査には浄化槽設備士の立ち合いが必要です。</p> <p>[主な検査事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所（特に土圧や勾配との関連） ・基礎（栗石・砕石）の厚さ、突き固め状況 ・基礎コンクリートの硬度（養生期間の目安は72時間以上） ・基礎コンクリートの水平 ・浄化槽の水平（設置後および水張り後） ・浄化槽の型式番号 ・浄化槽の破損など ・浄化槽の水漏れ（水張り24時間後に水位を再度測定） ・配管状況（高さや勾配など） ・ますなどの設置状況
⑦工事完了・実績報告	<p>工事完了後1カ月以内または年度末のどちらか早い日までに、下水対策課に実績報告書および添付書類を提出します。</p> <p>※必要書類の詳細は6ページに掲載</p>

<p>⑧完了検査</p>	<p>工事完了後に、設置状況や動作確認などの検査を行います。検査には浄化槽設備士の立ち合いが必要です。(実際にトイレや風呂、台所などから水を流していただきます。)</p> <p>[主な確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての生活排水の接続確認 ・浄化槽・フロアの設置・動作の確認 ・配管状況の確認(経路・延長など) ・雨水管などの誤接続の確認 ・処理水の放流状況、放流先の疎通の確認 ・既存設備の撤去状況の確認(※) ・ポンプ槽や蒸発散拡散装置などの設置・動作の確認(※) ・雨水貯留槽の施工状況・動作の確認(※) <p>※は対象の場合のみ。</p>
<p>⑨補助金交付額の確定</p>	<p>要した経費(請求額)に基づき補助金額を決定し、額の確定通知書により通知します。</p>
<p>⑩補助金の請求</p>	<p>下水対策課に補助金の交付請求書を提出してください。</p>
<p>⑪指定口座に振り込み</p>	<p>補助金が請求書に記載された指定口座に振り込まれます。</p>

よくある質問と回答

(問) 設置費用、撤去費用、配管費用の違いは何ですか。

(答) 詳しくは個別に判断しますが、おおまかな分類は次のとおりです。

設置費用 … 浄化槽本体やその設置に係る工事（掘削・基礎・埋め戻し）の費用

撤去費用 … 既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽および配管の撤去・処分の費用

配管費用 … 合併処理浄化槽の設置に必要な配管や柵の設置費用

(問) 貸家の場合、補助は受けられますか。

(答) 「補助を受ける方＝居住者」ですので、貸家の場合は補助を受けることはできません。

ただし、貸主の許可を受けて、借主が自己負担で転換する場合は補助を受けることができます。

(問) 浄化槽の基礎にPC底板を用いる場合、取り扱いはどうなりますか。

(答) PC底板の場合は、基礎設置後に養生期間を設ける必要はありません。ただし、PC底板は千葉県から補助対象の認定を受けた製品を使用してください。また、製品によっては地下水位が高い場所では使用できない、もしくは根巻きコンクリートなどの特別な工法が必要となる場合がありますので、メーカーの取り扱い説明書をよく読み、施工には十分にご注意ください。

※掘削後に地下水の流入が多いことが確認された場合、PC底板の使用を中止していただくことがあります。

(問) 補助金を活用して浄化槽を設置した後に、転居などにより浄化槽を使わない状況になった場合、補助金を返還する必要がありますか。

(答) 原則として、15年間は処分等をすることはできません。詳しく理由を伺いますので、速やかに担当係までご相談ください。状況によっては、補助金を返還していただくことがあります。

必要書類

[交付申請]

●浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）

【添付書類】

- ・浄化槽設置届出書または建築確認通知書の写し
- ・賃貸人の承諾書 ※借家の場合
- ・合併処理浄化槽概要書または浄化槽調書の写し
- ・配置図（建物、既設及び新設槽の位置、配管経路）
- ・設置場所の案内図（住宅地図の写しなど）
- ・浄化槽の構造図
- ・PC底板を使用する場合は構造図など
- ・蒸発拡散装置などを使用する場合は、構造図や配管図など
- ・擁壁や地盤改良等がある場合、構造や内容が分かるもの
- ・既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽に再利用する場合は、施工内容が分かるもの
- ・工事費の見積書の写し（※設置費、撤去費、配管費などの内訳や内容が分かるもの）
- ・浄化槽設置整備工事請負契約書（別紙1）の写し
- ・全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- ・登録浄化槽管理票（C票）
- ・千葉県浄化槽協会の保証登録証（市町村用）
- ・納税等状況確認同意書（別記第2号様式）
- ・工事完了後に転入する旨の誓約書（市外居住者のみ）
- ・暴力団員等ではない旨の誓約書
- ・担当の浄化槽設備士免状の写し

[実績報告]

●浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第7号様式）

【添付書類】

- ・工事の写真（別紙2 工事写真指示書による）
- ・施工結果報告書（別紙3）
- ・浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書類
- ・浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書類（保守点検及び清掃の義務の遵守）
- ・浄化槽の保守点検を委託により実施する場合＝千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書
- ・浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合＝自ら行うことができることを証する書類、浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査の受検を契約したことを証する書類
- ・工事費の請求書の写し（※設置費、撤去費、配管費などの内訳や内容が分かるもの）

必要書類の確認

不備が多い点をまとめましたので、本表でご確認ください。

[交付申請]

項目	チェック
様式は指定のものを使っているか	
記入もれはないか（特に日付）	
「概要書」と「管理票(C票)」の処理人数は正しく記入してあるか ※例えば、5人槽を3人世帯に設置する場合、“5”ではなく“3”とする。	
「配置図」に寸法や配管の延長を記載してあるか	
「配置図」や「案内図」などから放流先が読み取れるか ※単に側溝や水路への接続箇所を示すだけではなく、放流先の疎通がどうなっているか、流水経路を届け出ること。	
「見積書」から設置費用、撤去費用、配管費用の内訳や各項目の施工内容が読み取れるか	
「契約書」に不備はないか（工事期間、契約日、押印、印紙）	

[実績報告]

項目	チェック
各様式は指定のものを使っているか	
各様式の記入もれはないか（特に日付）	
「請求書」から設置費用、撤去費用、配管費用の内訳や各項目の施工内容が読み取れるか	
工事写真に不足はないか	
工事完了後1ヶ月以内に提出しているか	